

「南愛媛第二風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、電源開発株式会社が、愛媛県宇和島市及び南宇和郡愛南町において、最大で総出力 40,800kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、恵まれた風況を活用し、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、風力発電設備の稼働に伴う騒音については、参考として用いた環境基準値（A 類型）を満たしているものの、現況値から増加すると予測されている地点があることから、生活環境への影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査及び環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

（1）騒音等による影響

対象事業実施区域及びその周辺は複数の住居が存在しており、静穏な環境を有している地域である。一方で、風力発電設備の稼働に伴う騒音については、参考として用いた環境基準値（A 類型）を満たしているものの、現況値から増加すると予測されている地点があることから、生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備側による消音対策等及び稼働調整又は稼働停止等の環境保全措置を検討し、必要に応じて実施すること。

また、適切に環境監視を実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

（2）土地の改変に対する環境影響

本事業の工事計画では、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新設により大きな改変が行われる箇所があることから、これらの土地の改変に伴う森林の伐採、土砂の崩落及び流出による水環境並びに生態系等への影響が懸念される。

このため、専門家等の助言を踏まえ、風力発電設備の輸送計画及び工事用・管理用道路の線形を適切に見直すことを含めて検討し、切土量及び盛土量の最小化や縦断勾配の

緩和を図るとともに、これら区域の土地の改変を回避又は極力低減するよう努めること。